

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-造船・船用工業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、造船・船用工業分野についても「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、造船・船用工業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第359号。以下「告示」という。）において、造船・船用工業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、造

船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

- ア 試験区分3(1)ア関係（1号特定技能外国人）
別表b. 業務区分（5(1)関係）の欄に掲げる業務とする。
- イ 試験区分3(2)ア関係（2号特定技能外国人）
溶接（手溶接，半自動溶接）

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 特定技能外国人が従事する業務

造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用

方針（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）のいずれかの試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

また、２号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：資材の運搬、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。

なお、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

- 造船・船用工業分野において受け入れる１号特定技能外国人は、特定技能基準省令第１条第１項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に、また、２号特定技能外国人は、当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されま
す（注）。

（注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ・ 読図作業
- ・ 作業工程管理
- ・ 検査（外観，寸法，材質，強度，非破壊，耐圧気密等）
- ・ 機器・装置・工具の保守管理
- ・ 機器・装置・運搬機の運転
- ・ 資材の材料管理・配置
- ・ 部品・製品の養生
- ・ 足場の組立て・解体
- ・ 廃材処理
- ・ 梱包・出荷
- ・ 資材・部品・製品の運搬
- ・ 入出渠
- ・ 清掃

- 国土交通省が行う特定技能外国人が従事する業務内容の確認は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることをもって確認します。詳細は第3をご参照下さい。
- 特定技能外国人の受入れを希望する場合で、事業内容から造船・船用工業分野で認められた業務に該当するか否かが御不明なときは、次の窓口までお問合せください。

国土交通省海事局船舶産業課 Tel:03-5253-8634

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7-1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあつては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

造船・船用工業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定

める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、造船・船用工業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

(1) 1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験

イ 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

(2) 2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「造船・船用工業分野特定技能2号試験（仮称）（溶接）」

イ 実務経験

複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

○ 特定技能外国人として造船・船用工業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。

○ なお、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載

された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。

- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- また、造船・船用工業分野においては、本要領別表に記載されたとおり、溶接（手溶接、半自動溶接）の業務に従事するものについて、特定技能2号の外国人の受入れが認められています。
- 2号特定技能外国人の技能水準としての「複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験」とは、造船・船用工業において監督者等の職に任じられてからの実務経験をいいます。

【確認対象の書類】

<特定技能1号の場合>

○ 試験合格者の場合

・技能水準を証するものとして次のいずれか

造船・船用工業分野特定技能1号試験（溶接）の合格証明書の写し

造船・船用工業分野特定技能1号試験（塗装）の合格証明書の写し

技能検定3級（塗装）の合格証明書の写し

造船・船用工業分野特定技能1号試験（鉄工）の合格証明書の写し

技能検定3級（鉄工）の合格証明書の写し

造船・船用工業分野特定技能1号試験（仕上げ）の合格証明書の写し

技能検定3級（仕上げ）の合格証明書の写し

造船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）の合格証明書の写し

技能検定3級（機械加工）の合格証明書の写し

造船・船用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）の合格証明書の写し

技能検定3級（電気機器組立て）の合格証明書の写し

・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し

*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

・技能実習2号修了時の技能検定等に合格している場合は、次のいずれか

溶接技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し

塗装の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 鉄工の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 仕上げの技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 機械加工の技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し
 電気機器組立ての技能検定（3級）の実技試験の合格証明書の写し

・技能実習2号修了時の技能検定等に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）
 技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

- 造船・船用工業分野特定技能2号試験（仮称）（溶接）の合格証明書の写し
- 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を有することを証する書類

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2（略）

告示第2条

造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。
- 二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

- 造船・船用工業分野において特定技能外国人の受入れを行う場合は、在留諸申請を行う前に造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることについて、国土交通省の確認を受ける必要があります。当該確認に係る手続の詳細は、「http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr5_000006.html」を御参照ください。
- 初めて造船・船用工業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は、当該登録支援機関も、国土交通省が設置する造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入する必要があります。
- 初めて、造船・船用工業分野において、1号特定技能外国人の支援を実施する場合は、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、協議会に加入する必要があります。
- 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、委託を行った特定技能所属機関において、特定技能外国人の受入れができなくなる場合があります。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、委託を受けた特定技能所属機関において、特定技能外国人の受入れができなくなる場合があります。
- 特定技能所属機関及び登録支援機関に係る協議会への加入手続の詳細は、「http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr5_000006.html」を御参照ください。
- 造船・船用工業分野に係る事業を営む者であることの確認及び協議会への加入に関する問合せ先は次のとおりです。
国土交通省海事局船舶産業課 Tel:03-5253-8634

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業事業者の確認通知書
- 特定技能所属機関が協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか
 - ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7-1号）（特定技能所属機関）
 - ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）
- 登録支援機関が協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか
 - ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7-1号）（登録支援機関）

式第7-2号) (登録支援機関)

- ・ 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 (登録支援機関)

【留意事項】

- 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請 (初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。) 及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
- 登録支援機関が、初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。
- 登録支援機関が、2回目以降に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合の当該1号特定技能外国人に係る在留諸申請 (初めて1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。) 及び造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には、当該申請は不許可となることに留意してください。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 造船法（昭和25年法律第129号）第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。

二 国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に当該協議会の構成員となること。

三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。

四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合において、第2号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・船用工業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。

○ 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

○ 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る

る基準」と同様のもとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

造船・船用工業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
- 1号又は2号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号又は2号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。

- 1号又は2号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第7-1号）（特定技能所属機関）

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号		
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号			
			職種		作業	
【特定技能1号】 溶接(手溶接, 半自動溶接)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (溶接)	国際交流基金日本語基礎テスト	溶接	手溶接	/	
		日本語能力試験(N4以上)		半自動溶接		
【特定技能2号】 溶接(手溶接, 半自動溶接)						造船・船用工業分野 特定技能2号評価試験 (溶接)
【特定技能1号】 塗装(金属塗装作業, 噴霧塗装作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト	塗装	金属塗装		/
		技能検定3級 (塗装)		日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能1号】 鉄工(構造物鉄工作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (鉄工)	国際交流基金日本語基礎テスト	鉄工	構造物鉄工	/	
		技能検定3級 (鉄工)		日本語能力試験(N4以上)		
【特定技能1号】 仕上げ(治工具仕上げ作業, 金型仕上げ 作業, 機械組立仕上げ作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト	仕上げ	治工具仕上げ		
		技能検定3級 (仕上げ)		日本語能力試験(N4以上)		金型仕上げ
【特定技能1号】 機械加工(普通旋盤作業, 数値制御旋盤 作業, フライス盤作業, マシニングセンタ 作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (機械加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	機械加工	普通旋盤		/
		技能検定3級 (機械加工)		日本語能力試験(N4以上)	フライス盤	
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		

共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		
			職種		作業
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	職種	作業	技能水準及び評価方法等
【特定技能1号】 電気機器組立て(回転電気組立て作業, 変圧器組立て作業,配電盤・制御盤組立 て作業,開閉制御器具組立て作業,回転 電気巻線製作作業)	造船・船用工業分野 特定技能1号評価試験(仮称) (電気機器組立て) 技能検定3級 (電気機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器機組立て 配電盤・制御盤組立 て 開閉制御器具組立 て 回転電機巻線製作	

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。